

【表示区分】各表示の種類及び定義は以下のとおりです。

新規：令和8年度から新たに取り組むもの

拡充：前年度からの対象範囲の拡大や質の向上を図るもの

新規予算事業：令和8年度から新たに起こす予算事業で、次年度以降既定事業となる事業

※ページは令和8年度区政経営計画書のページを示しています。

⑥ 【子ども】

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

● 区立児童相談所の開設等（令和8年11月） 950,579千円

- ・ 虐待対応の体制の充実 **新規** 子ども家庭部管理課
保育所等の職員による児童の虐待について通報等を受け、虐待の事実確認や当該施設に対する指導等の措置などを行うに当たり、学識経験者などの助言等を踏まえ、適切な対応を図ります。
- ・ 児童養護施設等に関する指導・検査等 **新規** 子ども家庭部管理課
児童福祉法等の関係法令等に基づき、児童養護施設等に対して必要な指導や検査等を実施します。実施に当たっては、東京都が使用しているシステムを区に導入し、業務の効率化を図ります。
新規予算事業 子どもの安全対策（p. 122）
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の実施 **新規** 児童相談所設置準備課
社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで社会的養護につながらなかった要支援・要保護児童など、支援が必要な若者を対象に、相互交流や必要な情報の提供、相談・助言、支援に関連する関係機関との連絡調整等を実施し、地域で安定した生活を送れるよう支援していきます。
- ・ 包括的な里親養育支援（フォスターリング業務）の実施 **新規** 児童相談所設置準備課
里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を実施します。
新規予算事業 児童相談所の運営（p. 126）

● 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく取組の推進 796,639千円

- ・ 放課後等居場所事業の全校実施に向けた段階的な拡充 **拡充** 児童青少年課
令和9年度までに、小学校内で実施する放課後等居場所事業を、地域団体等が類似事業（放課後子ども教室）を実施している一部の学校を除き全小学校に拡充します。
- ・ 中・高校生機能優先館の整備に向けた検討等 児童青少年課
令和7年度に行った中・高校生ワークショップでの意見を踏まえ、中・高校生機能優先館に位置付ける児童館（7地域に各1館）や機能の詳細を検討し、令和9年度から順次、整備していきます。
児童健全育成事業、上荻児童館の移転整備（p. 127）

● ベビーシッター利用支援事業の対象年齢を拡大 **拡充** 277,863千円
地域子育て支援課

補助の対象を、従前の未就学児に加え、小学校3年生までの病児・病後児及び学童クラブ待機児童に拡大し、保護者の多様なニーズに応じた支援の充実を図ります。

あわせて、電子申請を導入し、利用申込申請の受付を四半期ごとから毎月実施するよう変更し、区民サービスの向上を図ります。

一時預かり事業の運営 (p. 128)

● 産婦健康診査・1か月児健康診査の健診費用の助成 **新規** 45,976千円
地域子育て支援課

令和8年10月から、産婦健康診査は上限2回、1か月児健康診査は上限1回まで、健診費用の一部を助成します。実施に当たっては、里帰り出産などで区外の都内医療機関を利用する場合でも、区発行の受診票を使用できるよう「都内共通受診方式」を導入し、利便性の向上を図ります。

妊産婦等健康診査、乳幼児健康診査等 (p. 128)

● 区立保育園におけるこども誰でも通園制度の実施園数を拡大 **拡充** 3,209千円
保育課

令和8年4月から区立保育園におけるこども誰でも通園制度の実施園数を19園に拡大します。

こども誰でも通園制度 (p. 131)

● 学童クラブの整備 **拡充** 346,429千円
児童青少年課

待機児童対策の推進と大規模化の解消を図るため、区有施設を活用した学童クラブを整備します。あわせて、今後も待機児童が多く見込まれる地域において、民間施設を活用した区立学童クラブの整備を進めます。

学童クラブの整備 (p. 132)

● 障害児の中学生以降の放課後等居場所のモデル事業の開始 **新規** 11,861千円
障害者施策課

区立済美養護学校の中学部生徒を対象にスポーツや文化活動等の多様な体験ができる場を確保するモデル事業を開始します。

障害児通所給付費等の支給 (p. 118)